

個人情報保護に配慮した県が設置し、又は管理する
防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領

(県有防犯カメラ等の運用要領)

1 趣旨

この要領は、県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、個人情報の適正な取扱いを確保し、県民等の権利利益を保護するための具体的な方策を定めるものであり、その設置及び運用に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及びこの要領の定めるところによるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「防犯カメラ等」とは、犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 「個人情報画像」とは、防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及びがんセンター事業管理者のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

3 実施機関等の責務

- (1) 実施機関は、県民等がその容ぼう及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラ等の設置及び運用に関し、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者は、防犯カメラ等の画像から知り得た県民等の情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 委託に伴う措置

実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理を委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）するに当たっては、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

5 管理責任者の設置等

- (1) 実施機関は、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の適正な取得及び安全

管理を図るため、撮影対象区域ごとに、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

(2) 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

(3) 管理責任者は、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のために必要な措置を講じるものとする。

6 防犯カメラ等の設置場所

実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。

7 防犯カメラ等の設置の表示

実施機関は、撮影対象区域内外の見やすい場所に、次に定める事項を容易に視認できる方法により表示するものとする。

ア 「防犯カメラ設置中」、「防災カメラ設置中」、「施設管理用カメラ設置中」等の防犯カメラ等を設置している旨

イ 管理責任者及び連絡先

8 画像表示装置及び録画装置の設置場所

実施機関は、画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、施錠ができる室内等で、かつ、実施機関の職員以外の者等が見通せない場所に設置するものとする。

9 防犯カメラ等、画像表示装置及び録画装置の操作者の指定

管理責任者は、防犯カメラ等、画像表示装置又は録画装置を設置する場合は、その操作を行う者を指定するとともに、指定された者以外の操作を禁止するものとする。

10 個人情報画像の保存等

(1) 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

(2) 実施機関は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製してはならないものとする。

(3) 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。

(4) 実施機関の個人情報画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理を徹底するためには、極力短期間の保存とすることが望ましいことにかんがみ、原則として1箇月以内の必要最小限度の期間とするものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、当該防犯カメラ

等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。

(5) 実施機関は、保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実にかつ速やかに消去するものとする。

(6) 実施機関は、記録媒体の廃棄に当たっては、漏えい防止のため、次の措置を講じるものとする。

ア ビデオテープ等の記録媒体は、破碎、裁断等の処分を行う。

イ ハードディスク等の記録媒体は、破碎等の処分を行う。

11 個人情報画像の利用及び提供の制限

実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために個人情報画像を自ら利用し、又は提供してはならないものとする。ただし、法第 69 条第 2 項の規定により、次に掲げる場合等は、個人情報画像を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除き、個人情報画像を自ら利用し、又は提供することができる。

(1) 個人情報画像から識別できる特定の個人(以下「本人」という。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で個人情報画像を内部で利用する場合であって、当該個人情報画像を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 県民等の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要であると認められるとき。

12 個人情報画像の開示義務

実施機関は、本人から開示請求があったときは、開示請求に係る当該個人情報画像に、法第 78 条各号に規定する次に掲げる情報(以下「法に規定する不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報画像を開示しなければならない。ただし、当該個人情報画像に法に規定する不開示情報が含まれる場合であっても、本人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、個人情報画像を開示することができる。

(1) 法令秘情報

(2) 開示請求者以外の個人情報

(3) 事業活動情報

(4) 犯罪の予防、捜査情報

(5) 審議、検討又は協議に関する情報

(6) 事務又は事業に関する情報

13 本人以外の者からの個人情報画像の開示請求

実施機関は、本人以外の者から個人情報画像が記録された公文書の開示請求があった場合は、静岡県情報公開条例(平成 12 年静岡県条例第 58 号。)の規定に基づき、個人を識別することのできる個人情報画像を容易に区分して除くことができるときであって、当該

画像を除いた部分につき開示する場合又は当該画像を開示することが公益上特に必要があると認め開示する場合を除き、個人情報画像を開示することができない。

14 苦情の処理

実施機関は、実施機関における防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

この要領は平成 16 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この改正は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。